神奈川県内広域水道企業団

実施計画

令和８～１２年度

（令和８年３月）

実施計画の位置づけについて

実施計画は、ビジョンに示した以下の３つの取組みの方向性について、10年後に到達すべき状態を目標として整理した上で、５年間で取り組む具体的な施策と実施スケジュールを示したものです。

Ⅰ　最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用・管理
Ⅱ　自然災害や多様なリスクへの対応強化
Ⅲ　経営基盤の強化

また、ビジョンと実施計画を一体のものとして、総務省が地方公営企業に策定を要請する「経営戦略」に位置づけるものです。

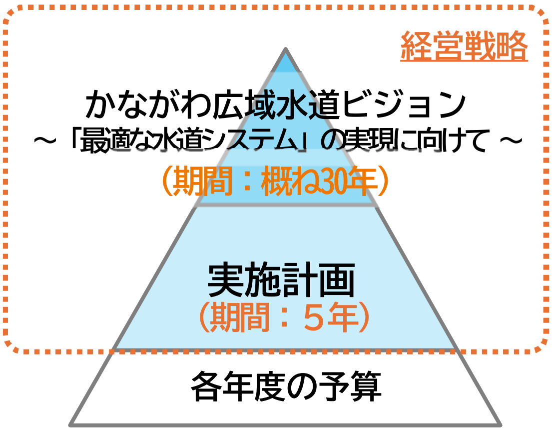

企業団及び構成団体水道事業者が目指す方向について

企業団及び構成団体水道事業者は、将来の厳しい事業環境においても、安全で良質な水の安定的・効率的な供給を継続するため、**「適正なコスト」**であることを前提として、**「適正な規模」「健全な施設」「安全・安定供給」「低環境負荷」**の４つの要素を備えた**「最適な水道システム」**の実現を目指します。

この４つの要素は、社会環境が変化しても変わらないものです。

企業団は、この**「最適な水道システム」**の実現に向けて、<u>ビジョンの取組みの方向性に基づく実施計画を着実に推進します。</u>

将来の人口に見合った規模で、浄水処理や施設の維持管理・更新費用等が適正化された水道システム

「適正な規模」

計画的な修繕・更新のもとで、水源から蛇口に至るすべての水道施設が、常に十分な機能を発揮し続ける水道システム

「健全な施設」

最適な水道システム

「安全・安定供給」

平常時はもとより、停電、原水水質悪化、水道施設の被害が発生する自然災害・事故などの非常時においても、安全で良質な水を安定的に供給し続ける強靭な水道システム

「低環境負荷」

エネルギーや薬品などの消費量を低減することによる、CO_2等の排出量を抑制した水道システム

目次

第１章　ビジョンと実施計画の関係、将来の目標・到達点 …… １・２

第２章　前実施計画（令和３～７年度）での取組みと今後の見通し …… ３・４

第３章　取組みの方向性と５年間の実施施策 …… ５・６

第４章　実施施策
Ⅰ　最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用・管理
Ⅰ-１　より安全で効率的な水道システムに向けた施設整備と運用
取組１　浄水場の増強と送水管等の整備 …… ７
取組２　安定的かつ効率的な水運用と原水の確保 …… ８
取組３　浄水処理と水質管理の強化 …… ９
取組４　CO_2排出量削減等の環境負荷軽減 …… １０
Ⅰ-２　施設の健全性を保つための点検と計画的な修繕・更新
取組５　効率的な点検と計画的な修繕・更新 …… １１
取組６　施設の維持管理性の向上 …… １２

Ⅱ　自然災害や多様なリスクへの対応強化
Ⅱ-１　自然災害や事故に備えた対策
取組７　自然災害に備えた対策
事故等の多様なリスクへの対策 …… １３
Ⅱ-２　組織対応力の強化及び関係者との連携強化
取組８　非常時における組織対応力の強化
非常時の応急復旧における協力体制の構築 …… １４

Ⅲ　経営基盤の強化
Ⅲ-１　将来を見据えた財政・事業運営
取組９　長期的な視点に立った財政運営 …… １５
取組１０　事業環境の変化に応じた事業運営 …… １６
Ⅲ-２　事業推進に必要な人材の確保・育成と職場づくり
取組１１　人材の確保・育成 …… １７
取組１２　創造力・活力のある職場づくり …… １８

第５章　施設整備費・財政収支の見通し
１．施設整備に係る費用の見通し …… １９
２．財政収支の見通し …… ２１

第６章　実施施策の進捗管理ほか
１．各取組みに関連する指標による評価 …… ２３
２．ＳＤＧｓと実施計画の関係 …… ２４

第1章　ビジョンと実施計画の関係、将来

企業団の基本理念	安全で良質な水を構成団体水道事業者と	
年　度	R3年度　　　R7年度	～R12年度

かながわ広域水道ビジョン	概ね30年後の将来像	企業団と構成団体水道事業者全体にお 施設整備の推進と経営基盤の強化により、
	取組みの方向性	Ⅰ　最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用・管理
		Ⅱ　自然災害や多様なリスクへの対応強化
		Ⅲ　経営基盤の強化

実施計画は、ビジョンに示したそれぞれの取組みの方向性について、10年後に到達すべき状態を目標として整理した上で、5年間で取り組む具体的な施策と実施スケジュールを示したものです。

【R3～32年度　主な取組み

期間ごとの取組み、目標・到達点			R3-7の主な取組み	R8-12の主な取組み
実施計画 ビジョン実現に向けた具体的な施策群（アクションプラン）	取組みの方向性Ⅰ関連	再構築	浄水場増強に係る検討	
			送水管布設に係る検討	送水管布設に着手
		老朽化	施設の老朽化対策（修繕・更新）	
			既設管路の更新に着手	既設管路の更新工事を一部実施
		機能向上	維持管理性向上の施設改良に着手	維持管理性向上の施設改良が一部完了
	取組みの方向性Ⅱ関連	危機管理	主要施設の耐震化が完了	排水処理施設等の耐震化が完了
			取水施設の浸水対策に着手	浸水対策が完了
			施設の停電対策が一部完了	
			浄水施設覆蓋化の設計に着手	浄水施設の覆蓋化が一部完了
	取組みの方向性Ⅲ関連	財政	より精緻なアセットマネジメントの実施	
			収支の均衡（損益黒字）と適正な資金の確保	
		人材	人材の確保と育成、職場環境の整備	

※　R12以降の目標・到達点はR8年3月時点のもの

の目標・到達点

連携して送り続け、県民・市民のくらしを支える

～R17年度	～R32年度	R33年度～

ける最適な水道システムの実現に向けて、
広域水道としての強みを最大限に発揮している

重視すべき4つの視点

- A 地球環境の保全
- B 先端技術の導入
- C 多様な関係者との連携協力
- D 分かりやすい各種情報の発信

次期ビジョン

ロードマップ】

R17(10年後)の主な目標・到達点	R32(25年後)の主な目標・到達点
浄水場の増強の設計	浄水場の増強が完了
送水管の布設が一部完了	送水管の布設の大部分が完了
	浄水場の更新設計
維持管理性向上の施設改良が完了	
停電対策が完了	
浄水施設の覆蓋化が完了	

次期ビジョンの取組みの方向性を踏まえた施策

第2章　前実施計画（令和3～7年度）での

前実施計画（令和3～7年度）において掲げた施策の取組状況及び今後の見通しを踏まえ、本実施計画（令和8～12年度）の策定における考え方を整理しました。

	前実施計画（令和3～7年度）の取組状況及び主な課題
取組みの方向性 Ⅰ 最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用・管理	**取組1　浄水場の増強と送水管等の整備** ○ 4構成団体水道事業者及び企業団（5事業者）で検討してきた「県内水道システムの再構築」について、「5事業者の施設整備計画」を策定（R6年度） **【課題】再構築着手に必要な河川関係者との合意形成**
	取組2　安定的かつ効率的な水運用と原水の確保 ○ 上流の未利用水利権（142,000㎥/日）の活用を開始（R6年度）
	取組3　浄水処理と水質管理の強化 ○ 全浄水場でISO9001認証の取得が完了 **【課題】PFASやハロ酢酸等の原水水質リスクの変化への対応要請**
	取組4　CO_2排出量削減等の環境負荷軽減 ○ 上流水利権の優先的活用による飯泉・相模原ポンプ場の電力使用量の削減 **【課題】CO_2削減のための新たな施策**
	取組5　効率的な点検と計画的な修繕・更新 ○ 老朽化対策に係る工事や業務委託は概ね順調に実施 ○ 既設管路の更新に着手
	取組6　施設の維持管理性の向上 ○ 相模原浄水場排水処理のDBO方式の整備事業に着手
取組みの方向性 Ⅱ 自然災害や多様なリスクへの対応強化	**取組7　自然災害に備えた対策 事故等の多様なリスクへの対策** ○ 主要施設（浄水場、ポンプ所、送水施設）の耐震化が完了 ○ 停電対策として、浄水場等受電設備の2系統化が完了 ○ 取水施設の浸水対策（防水壁）の実施 **【課題】能登半島地震を受け、国土交通省は急所施設の耐震化を加速**
	取組8　非常時における組織対応力の強化 非常時の応急復旧における協力体制の構築 ○ 災害対策訓練を順調に実施
取組みの方向性 Ⅲ 経営基盤の強化	**取組9　長期的な視点に立った財政運営** ○ 企業債の償還が着実に進捗 **【課題】再構築事業に係る財源の確保**
	取組10　事業環境の変化に応じた事業運営 ○ AIを活用した業務支援等、民間との共同研究を実施 ○ DXに係る計画等の策定 **【課題】増加する施設整備に対する業務執行体制**
	取組11　人材の確保・育成 ○ 採用強化（専門知識技術者の登用等）、資格取得支援 **【課題】採用受験者数の減少**
	取組12　創造力・活力のある職場づくり ○ 構成団体・関係団体等との人事交流を実施

＋

○主な実績

取組みと今後の見通し

今後の見通し

○ 再構築事業の開始等に伴い、施設整備費は増加

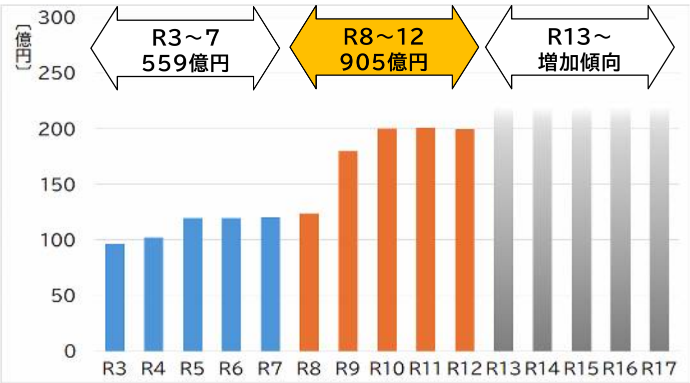

今後の施設整備費の推移

○ 県内の水需要は減少しつつも、企業団の供給水量は構成団体浄水場廃止に伴う増加により、一定水準で推移

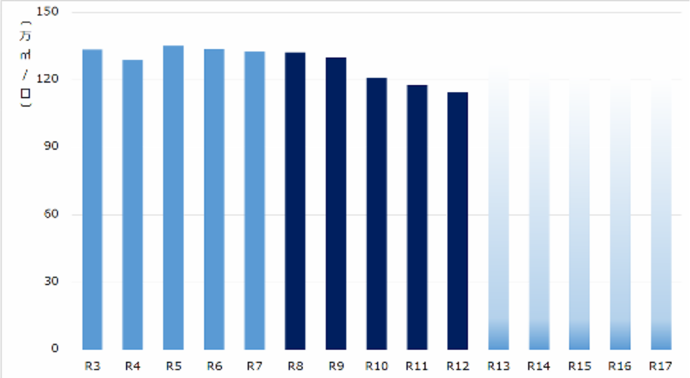

今後の供給水量の推移

○ 生産年齢人口や新卒世代人口は減少傾向

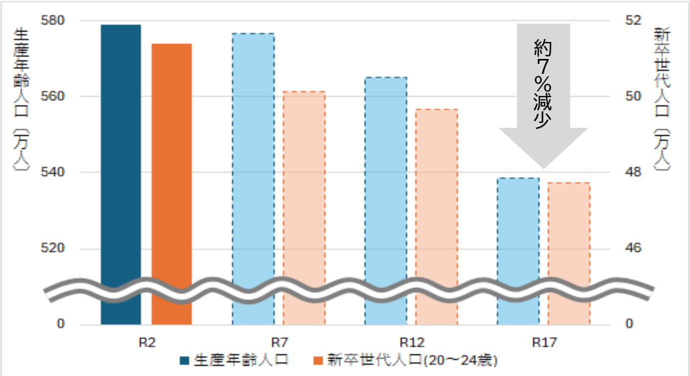

今後の神奈川県人口の推計（中位）
（令和5年度神奈川県将来人口推計・将来世帯推計（神奈川県政策局）のデータを基に作成）

本実施計画（令和8～12年度）での考え方

○「水道システムの再構築」に向けた着実な施設整備

再構築事業と老朽化対策等の各施策を着実に推進するとともに安定供給を継続

○ 施設の強靱化

災害・事故時等における被害の軽減や、被災時の迅速な復旧を可能とする災害等への総合的対応力を強化

○ 将来の事業環境を見据えた経営基盤を構築

事業推進に必要となる財源・人材を確保し、将来を見据えた組織・業務執行体制を構築

第3章　取組みの方向性と5年間の実施施策

かながわ広域水道ビジョン　取組みの方向性

- Ⅰ 最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用・管理
  - Ⅰ-1 より安全で効率的な水道システムに向けた施設整備と運用
    - Ⅰ-1-① 浄水場の増強と送水管等の整備
    - Ⅰ-1-② 安定的かつ効率的な水運用と原水の確保
    - Ⅰ-1-③ 浄水処理と水質管理の強化
    - Ⅰ-1-④ CO_2排出量削減等の環境負荷軽減
  - Ⅰ-2 施設の健全性を保つための点検と計画的な修繕・更新
    - Ⅰ-2-① 効率的な点検と計画的な修繕・更新
    - Ⅰ-2-② 施設の維持管理性の向上
- Ⅱ 自然災害や多様なリスクへの対応強化
  - Ⅱ-1 自然災害や事故に備えた対策
    - Ⅱ-1-① 自然災害に備えた対策
    - Ⅱ-1-② 事故等の多様なリスクへの対策
  - Ⅱ-2 組織対応力の強化及び関係者との連携強化
    - Ⅱ-2-① 非常時における組織対応力の強化
    - Ⅱ-2-② 非常時の応急復旧における協力体制の構築
- Ⅲ 経営基盤の強化
  - Ⅲ-1 将来を見据えた財政・事業運営
    - Ⅲ-1-① 長期的な視点に立った財政運営
    - Ⅲ-1-② 事業環境の変化に応じた事業運営
  - Ⅲ-2 事業推進に必要な人材の確保・育成と職場づくり
    - Ⅲ-2-① 人材の確保・育成
    - Ⅲ-2-② 創造力・活力のある職場づくり

5年間の実施施策と該当ページ（太字は重点施策、右欄はビジョン6章重視すべき視点※）

取組1	①再構築に係る事業計画の策定 **②5事業者の「施設整備計画」に基づく施設整備**	P7	B.先端技術 C.連携協力
取組2	①2水系一体の安定的・効率的な水運用 ②上流取水の優先的利用 **③将来の取水・浄水の一体的運用を見据えた連携強化** ④ダム・取水堰の堆砂対策の継続 ⑤水源環境の保全	P8	A.地球環境 C.連携協力
取組3	①安全で良質な水の安定供給のための水質管理強化 **②浄水処理方法等の調査・研究** ③浄水処理・水質検査業務の品質向上 ④広域水質管理センターの機能拡大	P9	B.先端技術 C.連携協力
取組4	**①脱炭素化に向けた取組み** ②低環境負荷への取組み	P10	A.地球環境 C.連携協力
取組5	**①施設の修繕・更新工事の計画的な実施** **②既設管路の計画的な更新** ③新技術を活用した効率的な維持管理 ④浄水場更新に向けた検討	P11	B.先端技術 C.連携協力
取組6	①維持管理性向上を目的とした施設改良 **②民間の技術力を活用した施設改良と維持管理**	P12	B.先端技術 C.連携協力
取組7	**①施設の地震対策強化** **②導・送水路線の強靱化に向けた検討** ③取水施設での浸水対策の実施 ④非常時に備えた資機材等の確保 **⑤施設の停電対策の実施と燃料備蓄の増量** **⑥多様なリスクへ対応するための施設の整備**	P13	B.先端技術 C.連携協力
取組8	**①様々な災害・リスクへの組織対応力の強化** ②リスクコミュニケーションの実施 ③水道関係者間の連携強化 **④将来の取水・浄水の一体的運用を見据えた連携強化（再掲：取組2③）**	P14	C.連携協力 D.情報発信
取組9	①財源の確保 ②企業債の適正な管理 **③今後の料金のあり方の検討** ④経営情報の発信	P15	C.連携協力 D.情報発信
取組10	**①業務改善の推進** **②組織・業務執行体制の見直し** ③官民連携の活用	P16	B.先端技術 C.連携協力
取組11	**①人材確保の強化** ②技術継承・能力向上支援 **③事業環境を踏まえた人材育成**	P17	C.連携協力 D.情報発信
取組12	①アイデアの創出や関係者とのネットワークが構築できる環境整備 ②社会貢献の推進 **③事業環境に柔軟に対応できる職場づくり**	P18	A.地球環境 C.連携協力

※A.地球環境の保全、B.先端技術の導入、C.多様な関係者との連携協力、D.分かりやすい各種情報の発信を示す。

第4章　実施施策

※ 各取組に施設整備費を表示し、P19に集計を示します。
※ 現状や将来を見通して特に重要な施策は、㊀重 で示します。

Ⅰ　最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用・管理

➢ **取組みの方向性**

○ 水道システムの再構築（以下「再構築」という。）に係る企業団の事業計画を策定し、令和9年度から管路等の整備に着手します【取組1】。
○ 水運用の柔軟な調整や環境負荷軽減に向け、構成団体水道事業者との連携強化に取り組みます【取組2③】。
○ 浄水場の更新や浄水処理の改善に向け、浄水処理方法の調査・検討を実施します【取組3②】。
○ 施設の健全性を保つため、点検結果を活かし、計画的に修繕・更新を実施します【取組5①・②】。

Ⅰ-1　より安全で効率的な水道システムに向けた施設整備と運用

取組 1　浄水場の増強と送水管等の整備　　令和8-12年度　8.8 億円

①　再構築に係る事業計画の策定

　5事業者（神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市及び企業団）で策定した「施設整備計画」に基づき、寒川地点で取水している宮ヶ瀬ダム開発水を社家地点で取水することについて、関係者との協議を進め、合意形成が図られた後、事業計画を策定します。

(重) ②　5事業者の「施設整備計画」に基づく施設整備※

　将来の寒川浄水場（神奈川県）、小雀浄水場（横浜市及び横須賀市）等の廃止や企業団3浄水場の増強を見据えるとともに、事故・災害時等におけるバックアップ機能向上を図るため、送水管の布設を進めます。

【対象】
ア．上粕屋ー南金目給水地点間送水管（増径分）
イ．矢指ー上和田分岐間送水管
ウ．都岡ー高塚間送水管
エ．高塚ー小雀間送水管
オ．都岡ー港北間送水管

※　この施策は、関係者との協議を経て、事業計画を策定した上で着手することとしています。

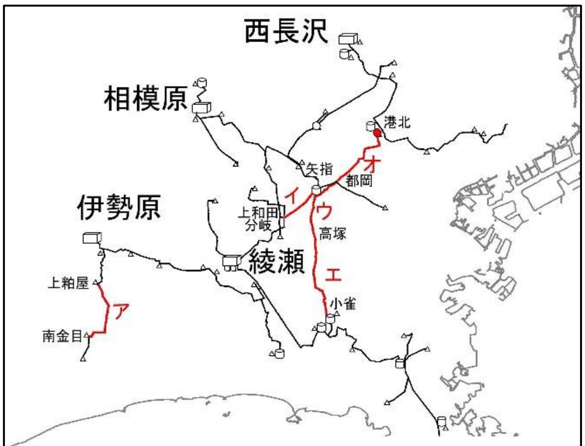

浄水場廃止に伴い必要となる送水管：ア・ウ・エ
バックアップ機能向上を図る送水管　：イ・ウ・オ

主要な取組み	実施計画					見通し	参考
	R8	R9	R10	R11	R12	R13～17	R18～
①再構築に係る事業計画の策定	策定						
②5事業者の「施設整備計画」に基づく施設整備							
ア. 上粕屋ー南金目給水地点間送水管（増径分）			設計・施工 →	→	→	→	
イ. 矢指ー上和田分岐間送水管		設計 →	→	→	→	施工 →	→
ウ. 都岡ー高塚間送水管		設計 →	→			設計・施工 →	→
エ. 高塚ー小雀間送水管		設計 →	→				設計・施工 →
オ. 都岡ー港北間送水管		設計 →	→	→	→	施工 →	

5事業者の「施設整備計画」を基に作成

取組 2　安定的かつ効率的な水運用と原水の確保

① 2水系一体の安定的・効率的な水運用

水運用センターでは、構成団体水道事業者の水需要や原水である河川の水質変動に柔軟に対応するため、引き続き酒匂川（飯泉地点）及び相模川（社家地点、寒川地点、沼本地点）の2水系（4地点）を一体とした安定的な運用を継続します。

② 上流取水の優先的利用

ア．自然流下による導水で電力消費を抑え、かつ水質事故や停電による減断水リスクを低減させるため、相模川上流（沼本地点）の水利権を優先的に利用します。

イ．河川環境を含めた多角的な視点から検討を行い、寒川地点で利用している宮ヶ瀬ダム開発水の一部を社家地点で利用することについて、河川管理者及び関係者との協議・調整を進めます。また、上流（沼本地点）からの更なる取水増量についても、その実現に向けて、併せて協議を進めます。

㊀重 ③ 将来の取水・浄水の一体的運用を見据えた連携強化

通常時はもとより非常時においても、5事業者全体で最適となる水運用を実現するため検討会を設置し、各事業者の施設や水運用に関する情報共有のほか、水運用の柔軟な調整、省エネルギー型の運用、施設停止時の対応など、連携のあり方を検討します。また、企業団・構成団体水道事業者双方の水運用への理解を深めるため、水運用担当者間の人事交流を行います。

④ ダム・取水堰の堆砂対策の継続

ア．水道水源であるダムの貯水機能を維持するため、堆砂対策等の費用負担を継続します。

イ．取水堰における取水機能を確保するため、堰上流域の堆積土砂の搬出を継続します。また、搬出する土砂については、堰の上・下流の適正な流量の確保に配慮し、関係機関と協議した上で、養浜材等として提供します。

※ 三保ダム及び酒匂川については、神奈川県が策定した「酒匂川総合土砂管理プラン」に基づき、土砂管理を行います。

⑤ 水源環境の保全

水源流域の環境保全や生態系の維持に向けた国や県などの取組みに協力するため、引き続き、地域振興協力基金等を一部負担するとともに、森林保全活動への参画を継続します。また、流域自治体や漁業関係者と連携し、河川の清掃や河川を遡上する魚類の保護等にも協力します。

主要な取組み	実施計画					見通し	参考
	R8	R9	R10	R11	R12	R13～17	R18～
①2水系一体の安定的・効率的な水運用	実施 →						
②上流取水の優先的利用							
ア. 相模川上流（沼本地点）取水の優先利用	利用 →						
イ. 宮ヶ瀬ダム開発水の社家利用・上流取水へ向けた検討	検討・実施に向けた調整 →						
③将来の取水・浄水の一体的運用を見据えた連携強化	実施 →						
④ダム・取水堰の堆砂対策の継続							
ア. 三保ダム、宮ヶ瀬ダム	ダム管理費の負担 →						
イ. 飯泉取水堰、相模大堰	堆砂対策の実施 →						
⑤水源環境の保全	費用負担、魚類の保護、流域の振興等 →						

取組 3　浄水処理と水質管理の強化

① 安全で良質な水の安定供給のための水質管理強化

国の水質基準値よりも厳しい独自の水質管理値を用いた水質管理を行うとともに、有機フッ素化合物（PFAS）等の新たな水質課題項目の監視・対策を強化します。

重　② 浄水処理方法等の調査・研究

ア．良質な水質維持に必要な活性炭注入量を管理するため、総トリハロメタンやハロ酢酸等の消毒副生成物の増減予測に活用できる連続水質計器の導入に向けた調査・検討を実施します。また、原水水質監視の省力化につながる導水路活性炭の常時注入について、浄水処理や運転維持管理等への影響を検証します。

イ．水源水質変化やかび臭・PFASなどの水質課題に対応するため、より効果的な監視方法や浄水処理方法、施設改良などについて、外部研究機関等との連携や浄水処理実験装置の活用による調査・検討を行い、有効な対策を実施します。

ウ．浄水場の増強や更新時において、原水水質に応じた最適な浄水処理や浄水処理方式を選定するため、浄水処理実験装置の活用等による比較検討を実施します。

③ 浄水処理・水質検査業務の品質向上

ア．水道水の製造工程である浄水場の業務の質を向上させるため、4浄水場で取得したISO9001の認証を継続します。また、4浄水場でのISO9001について、仕組みの統一化や効率化を図ります。

イ．原水・浄水等の水質検査結果の信頼性を確保し、水質検査技術を維持向上させるため、水道GLP認定を継続します。継続に当たっては、システムの体系を見直すなど、効率化を図ります。

④ 広域水質管理センターの機能拡大

水質検査や水質管理を効果的・効率的に行うため、広域水質管理センターの機能拡大について、共同設置者である構成団体水道事業者とともに、再構築の完了を見据えた検討を進めます。

また、良質な水源水質を維持した上で適切な浄水処理を行うため、水道水質リスクに関する情報を流域の事業者や行政機関等と共有するとともに、かび臭・PFAS・水道障害生物等の水源情報を一元化し、構成団体水道事業者と共有します。

主要な取組み	実施計画					見通し	参考
	R8	R9	R10	R11	R12	R13～17	R18～
①安全で良質な水の安定供給のための水質管理強化	監視強化・対策検討→		対策強化→				→
②浄水処理方法等の調査・研究							
ア．最適な活性炭運用	調査・検討（有効な場合、順次導入・実施）→						→
イ．水質課題に有効な対策	調査・検討（有効な場合、実施）→						→
ウ．浄水場増強・更新を見据えた浄水処理	調査・検討→						→
③浄水処理・水質検査業務の品質向上							
ア．浄水場業務の改善・効率化（ISO9001）	運用・活用→					→	（認証対象の見直し）
イ．水質検査結果の信頼性確保（水道GLP）	認定の継続→						→
④広域水質管理センターの機能拡大	検討・協議（検討結果を踏まえ実施）→						→

取組 4　CO_2排出量削減等の環境負荷軽減

重 ①　脱炭素化に向けた取組み

第3次地球温暖化対策実行計画に掲げる令和12年度の温室効果ガス総排出量の削減目標（平成25年度から46％削減）を達成するため、脱炭素化を推進します。

ア．4浄水場及び給水地点の太陽光発電、矢指・相模原小水力発電を運用し、CO_2排出量の削減に継続的に取り組みます。また、再生可能エネルギー由来の電力調達について、対象施設の範囲を検討した上で拡大します。

イ．電気設備の更新・修繕等に当たって、設備容量の適正化や高効率機器の導入を行い、エネルギー削減の取組みを継続します。とりわけ、浄水場排水処理設備等を更新する際には、民間の創意工夫を取り入れることで、更なる省エネルギー化を図ります。

ウ．今後の設備更新に合わせて建屋を新設する場合には、省エネ機器や再生可能エネルギーの導入など、建屋のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）※化に向けた検討を行い、施設を整備します。

エ．相模川上流（沼本地点）の水利権を優先的に利用することにより、飯泉・相模原ポンプ場の電力使用量（CO_2排出量）を削減します（再掲：P8取組2②）。また、5事業者の水運用担当者間での検討会等（再掲：P8取組2③）を通じて、省エネルギー型の水運用を検討・検証し、結果を踏まえて実施します。

オ．更なる脱炭素化に向けた取組みの可能性について、産官学等で連携して調査・協力を行います。

②　低環境負荷への取組み

ア．特高受変電設備等の更新に当たっては、SF_6（六フッ化硫黄）ガスを使用しない機器を導入するなど、温室効果ガス排出の削減を図ります。

イ．工事で発生する建設発生土やコンクリート塊等について、再資源化を目的に適正な処分を継続します。また、浄水処理の過程で発生する浄水発生土については、道路埋戻し材等への有効利用を継続するとともに、有効利用の多角化についても調査を継続します。

※　ZEB…「快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと」（環境省ホームページから引用〈https://www.env.go.jp/earth/zeb/about/index.html〉）

主要な取組み	実施計画					見通し	参考
	R8	R9	R10	R11	R12	R13～17	R18～
①脱炭素化に向けた取組み							
ア. 再生可能エネルギーの活用	運用（検討結果を踏まえ拡大）						
イ. 省エネルギー機器の積極的導入等	実施						
ウ. 建屋ZEB化に向けた設計・整備	検討・設計		整備			段階的に拡大	
エ. 相模川上流（沼本地点）取水の優先利用等	上流取水、省エネ型の水運用の検討						
オ. 脱炭素化に向けた取組みへの協力	調査・協力						
②低環境負荷への取組み							
ア. SF_6ガスの削減	設計		施工				
イ. 廃棄物の再資源化と浄水発生土の有効利用	浄水発生土等の有効利用・再資源化						

Ⅰ-2 施設の健全性を保つための点検と計画的な修繕・更新

取組 5 効率的な点検と計画的な修繕・更新

令和8-12年度 706.1 億円

重 ① 施設の修繕・更新工事の計画的な実施

ア．老朽化対策を着実に進めるため、設備ごとに定めた修繕・更新の基準年数や健全度を考慮した工事計画を作成します。また、工事の実施に当たっては、遠隔臨場や工事情報共有システム（ASP）等の導入により、工事監督業務の効率化につなげます。

イ．調整池等の土木構造物については、長寿命化を図るため、内面塗装や内面防食等を継続します。

【主な修繕・更新工事の一例】

- ろ過池機器、ゲート設備等の修繕・更新
- 池状構造物防水等の更新
- 水運用センターシステムの更新
- 特高受電設備等の更新

重 ② 既設管路の計画的な更新

既設管路の更新に必要な、代替ルートとなる管路の布設に着手します。更新等に当たっては、将来の構成団体水道事業者の浄水場廃止等の状況を考慮し、口径や運用方法等の検討をした上で、設計・施工に着手します。

【主な対象】

ア．上粕屋ー南金目給水地点間送水管（更新分）（関連：P7取組1②）
イ．相模原浄水場ー当麻給水地点間送水管
ウ．上鶴間ー下鶴間給水地点間送水管
エ．綾瀬浄水場ー本郷給水地点間送水管
オ．鷺沼ー牛久保給水地点間送水管
カ．小雀調整池ー稲荷給水地点間送水管
キ．再構築に係る管路（再掲：P7取組1②）

③ 新技術を活用した効率的な維持管理

効率的な維持管理業務を行うため、ドローンなどの新技術を活用するとともに、施設管理システムに蓄積した点検結果に基づき、点検整備指針を定期的に見直します。また、老朽管の漏水調査に当たっては、新技術の活用を検討し、調査を進めます。

④ 浄水場更新に向けた検討

浄水場更新や将来の施設整備につなげるため、新技術や浄水処理方式・方法を検討します。

主要な取組み	実施計画					見通し	参考
	R8	R9	R10	R11	R12	R13~R17	R18~
①施設の修繕・更新工事の計画的な実施							
ア. 計画的な工事と新技術の採用	設計・施工	→	→	→	→	→	→
イ. 土木構造物の長寿命化	内面塗装・防食施工	→	→	→	→	→	→
②既設管路の計画的な更新							
ア. 上粕屋ー南金目給水地点間送水管(更新分)			設計・施工	→	→	→	
イ. 相模原浄水場ー当麻給水地点間送水管	施工	→	→	→	→		
ウ. 上鶴間ー下鶴間給水地点間送水管	施工	→	→	→	→		
エ. 綾瀬浄水場ー本郷給水地点間送水管	設計	施工	→	→	→		
オ. 鷺沼ー牛久保給水地点間送水管	設計	→	→	施工	→	→	
カ. 小雀調整池ー稲荷給水地点間送水管					設計	→	
キ. 再構築に係る管路	(P7 取組1②参照)						
③新技術を活用した効率的な維持管理	点検整備指針の見直し・新技術の導入	→	→	→	→	→	→
④浄水場更新に向けた検討	検討	→	→	→	→	→	→

取組 6　施設の維持管理性の向上

令和8-12年度　**79.7 億円**

① 維持管理性向上を目的とした施設改良

施設の構成上、部分停止を伴う点検や工事の実施が困難な施設があるため、その課題解決に向けた対応を検討・実施します。また、新たな送水管の整備によって浄水場系統間の連絡が可能となるに当たり、円滑な運用が行えるよう、場内における接続方法等を検討します。

【対象工事・効果】

ア．飯泉ポンプ場排砂処理方式の変更

浚渫締切方式（沈砂池を部分的に締め切り、溜まった砂を処分する形態）に変更することで、取水を継続しながら排砂処理を可能とする。

イ．綾瀬浄水場における連絡管接続等の検討

新たに伊勢原・相模原浄水場系統間の連絡が可能となることを踏まえ、場内における接続方法等を検討することで、円滑な運用を可能とする。

㊂ ② 民間の技術力を活用した施設改良と維持管理

施設の機能・維持管理性を向上させるため、民間の創意工夫や技術力を取り入れることができる方式（DBO、DBMなど）によって工事を実施し、運転維持管理まで見据えた最適な施設の整備を進めます。

【想定している整備事業・効果】

ア．沈でん池設備整備事業（相模原・伊勢原・綾瀬浄水場）：DBM

各浄水場に適した沈でん池機器を導入することで最適な運用につなげる。

イ．排水処理施設整備事業（相模原・西長沢浄水場）：DBO　（再掲：P10取組4①）

浄水場から発生する汚泥を効率的に処理できる設備を導入し、施設全体として最適化を図る。

ウ．小雀ポンプ場電気機械設備等整備事業：DBM

限られた敷地内で複数の設備更新を進め、運用への影響を最小限とした新旧設備の切替えを行う。

エ．いぶき野ポンプ場高圧受配電設備整備事業：BM

設備の特殊性から、当該設備に精通した業者以外請け負うことが困難な維持管理業務までを事業に含めることで、維持管理の効率化を図る。

主要な取組み	実施計画					見通し	参考
	R8	R9	R10	R11	R12	R13～17	R18～
①維持管理性向上を目的とした施設改良							
ア. 飯泉ポンプ場排砂処理方式の変更	施工						
イ. 綾瀬浄水場における連絡管接続等の検討		検討 →	→	→	→	設計・施工 →	→
②民間の技術力を活用した施設改良と維持管理							
ア. 沈でん池設備整備事業(相模原・伊勢原・綾瀬)	支援業務	施工・維持管理 →	→	→	→	→	→
イ. 排水処理施設整備事業（相模原・西長沢）	支援業務・施工・運転管理 →	→	→	→	→	→	→
ウ. 小雀ポンプ場電気機械設備等整備事業	支援業務	施工・維持管理 →	→	→	→	→	→
エ. いぶき野ポンプ場高圧受配電設備整備事業	施工	維持管理 →	→	→	→	→	→

Ⅱ　自然災害や多様なリスクへの対応強化

➢ **取組みの方向性**
- ○ 自然災害、設備事故等、多様なリスクによる被害抑止・軽減のため、施設整備を行います【取組7】。
- ○ リスク分析等の取組みや他事業者との相互協力により、総合的な組織対応力を高めます【取組8】。

Ⅱ-1　自然災害や事故に備えた対策

取組 7　**自然災害に備えた対策**
事故等の多様なリスクへの対策

令和8-12年度　**110.6 億円**

重 ① 施設の地震対策強化

令和6年能登半島地震の被害状況を踏まえ、施設の耐震化に取り組みます。

ア．令和10年度までに排水処理施設を含む浄水施設の耐震化率を100%とします。

イ．既設送水管の更新（再掲：P11取組5②）に当たっては、耐震管を採用し、耐災害性の強化や機能不全に備えた施設の多重化・バックアップ手段（リダンダンシー）の確保を図ります。

ウ．大規模地震に備え、酒匂川系の3,100ミリメートル導水管の耐震性を強化します（内面補強）。

重 ② 導・送水路線の強靭化に向けた検討

導水・送水施設のうち、単一路線となっている箇所についても、バックアップする方法を検討します。

③ 取水施設での浸水対策の実施

取水施設（飯泉・社家）の浸水被害を防止するため、防水壁の設置を進めます。

④ 非常時に備えた資機材等の確保

災害による被害、突発的な故障等の非常時に、速やかに施設の復旧を図るため、予備品を含めた資機材等を適切に確保・管理します。

重 ⑤ 施設の停電対策の実施と燃料備蓄の増量

停電時における安定供給継続のため、非常用発電機の更新に合わせ、必要な水量が供給できる発電機容量に見直すとともに、非常用発電機を72時間稼働させるため、燃料タンクを増設します。増設が困難な施設については、民間との協定に基づき必要な燃料を確保します。

重 ⑥ 多様なリスクへ対応するための施設の整備

ア．汚染物質等の投入防止や降灰対策として、浄水処理施設の覆蓋化に着手します。

イ．情報システムや情報資産へのサイバー犯罪・テロ対策を強化するため、引き続きハード・ソフトの両面から情報セキュリティ強化に取り組みます。また、浄水場の監視制御設備のセキュリティを強化するなど、経済安全保障推進法に基づく対応を行います。

主要な取組み	実施計画					見通し	参考
	R8	R9	R10	R11	R12	R13～17	R18～
①施設の地震対策強化							
ア. 排水処理施設等の耐震化	施工 →	→	→				
イ. 送水管の耐震化	施工 →	→	→	→	→	→	→
ウ. 内径3,100ミリメートル導水管の耐震性強化	調整・施工 →	→	→	→	→		
②導・送水路線の強靭化に向けた検討	検討 →	→	→	→	→	→	→
③取水施設での浸水対策の実施	施工						
④非常時に備えた資機材等の確保	実施 →	→	→	→	→	→	→
⑤施設の停電対策の実施と燃料備蓄の増量	設計・施工 →	→	→	→	→	→	→
⑥多様なリスクへ対応するための施設の整備							
ア. 浄水処理施設の覆蓋化		施工 →	→	→	→	→	（検討結果を踏まえ施工）
イ. 情報セキュリティ対策等の強化	実施 →	→	→	→	→	→	→

Ⅱ-2 組織対応力の強化及び関係者との連携強化

取組 8 非常時における組織対応力の強化
非常時の応急復旧における協力体制の構築

重 ① 様々な災害・リスクへの組織対応力の強化

ア．職員の災害・リスクへの危機管理意識の向上や組織対応力の強化を図るため、各所属で施設構成上、運転継続に影響の大きい箇所についてリスク分析し、その被害想定に基づいた実践的な訓練を実施します。また、自然災害だけでなく、テロや感染症等様々なリスクに対応するマニュアル類を継続的に見直すとともに、策定した事業継続計画（BCP）についても、適宜改定等を行います。

イ．災害や事故時における経験を着実に次世代に引き継ぐため、過去に発生した事象と対応を踏まえた研修や訓練を実施します。

② リスクコミュニケーションの実施

地震や風水害のほか、水質事故時等における用水供給への影響を最小限に抑制するため、水安全計画に基づく取組みも活用し、ハード・ソフトの両面からリスク分析を行います。また、その情報を構成団体水道事業者、流域の自治体、河川管理者等と共有し、円滑な協力体制の構築を図ります。

③ 水道関係者間の連携強化

災害時における連携を強化するため、構成団体水道事業者や、協定を締結している水道事業者との定期的な訓練を実施するとともに、既存のマニュアル等を適宜見直します。

重 ④ 将来の取水・浄水の一体的運用を見据えた連携強化（再掲：P8取組2③）

通常時はもとより非常時においても、5事業者全体で最適となる水運用を実現するため検討会を設置し、各事業者の施設や水運用に関する情報共有のほか、水運用の柔軟な調整、省エネルギー型の運用、施設停止時の対応など、連携のあり方を検討します。また、企業団・構成団体水道事業者双方の水運用への理解を深めるため、水運用担当者間の人事交流を行います。

主要な取組み	実施計画					見通し	参考
	R8	R9	R10	R11	R12	R13～17	R18～
①様々な災害・リスクへの組織対応力の強化							
ア．リスク分析に基づく訓練の実施・マニュアルの見直し	実施 →						
イ．事故・トラブル事例を活用した対応力の向上	活用 →						
②リスクコミュニケーションの実施	実施 →						
③水道関係者間の連携強化	実施 →						
④将来の取水・浄水の一体的運用を見据えた連携強化	実施 →						

Ⅲ 経営基盤の強化

➢ **取組みの方向性**
- ○ 長期を見据えた財政基盤強化のため、収支均衡と事業資金の確保を両立します【取組9①②③】。
- ○ 増加する施設整備を推進していくため、組織・業務執行体制の見直しを行います【取組10①・②】。
- ○ 将来を見据えた最適な事業運営のため、必要に応じて官民連携手法を活用します【取組10②・③】。
- ○ 計画的な人材の確保、事業環境の変化に対応できる人材の育成に努めます【取組11①・③】。

Ⅲ-1 将来を見据えた財政・事業運営

取組 9 長期的な視点に立った財政運営

① 財源の確保 ※ 財政収支の状況（現状と課題）はP21を参照

再構築や老朽化・災害対策等の施設整備に必要な財源を確保するため、利益については、積立を行うほか、定期預金等の資金運用に取り組みます。

また、管路更新などについては既存の国庫補助制度を積極的に活用するとともに、再構築に関する新たな補助制度の創設や、既存の補助制度の拡充、採択要件の緩和等について、構成団体水道事業者と連携して関係省庁等に要望します。

② 企業債の適正な管理

今後の施設整備費の増加に対し必要な資金を確保するため、後年次の財政における元利償還金負担、用水供給料金と企業債との財源構成、利率等の金融情勢等に留意し、企業債の発行を行います。

重 ③ 今後の料金のあり方の検討

再構築等により費用が増加する中でも、収支均衡と資金確保が両立される適切な財政運営を継続するため、今後の用水供給料金のあり方について検討します。用水供給料金については、長期的な財政収支や施設のアセットマネジメントに基づく事業費の平準化等を考慮した上で、総括原価の算定を現行の資金収支方式から資産維持費を考慮した損益収支方式へ移行することを検討します。また、費用増加の抑制を図るため、DBO等の新発注方式の採用によるライフサイクルコストの低減等に取り組みます。

④ 経営情報の発信

企業団が行っている事業や経営状況等について県民・市民に情報提供するため、「宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館」の展示ブースや構成団体水道事業者と連携したイベントへの出展など、様々な機会を通じて情報を発信します。

主要な取組み	実施計画					見通し	参考
	R8	R9	R10	R11	R12	R13～17	R18～
①財源の確保	実施 →						
②企業債の適正な管理	実施 →						
③今後の料金のあり方の検討	実施 →						
④経営情報の発信	実施 →						

取組 10 事業環境の変化に応じた事業運営

重 ① 業務改善の推進

業務効率をより向上させるため、既存業務のスクラップ・集約化・デジタル化等に取り組みます。また、職員の自発的な業務改善を促すため、業務改善の取組みを奨励し、人事評価等に適切に反映するとともに、改善事例を共有する取組みを推進します。

重 ② 組織・業務執行体制の見直し

ア．今後増加が見込まれる管路工事等を着実に進めるため、業務整理を行った上で全庁的に職員を適正に配置し、実施に向けた体制を整備します。

イ．DBOなどの新発注方式の利点を活用するため、制度設計やモニタリングを実施する体制を整備します。

ウ．限られた職員数で業務を継続していくため、運転管理業務では伊勢原浄水場の委託範囲拡大やAIの適用に関する研究、水運用センターからの各場・所の集中監視制御を実施するほか、取水管理事務所の管理室業務体制の見直し等を試行します。また、これらの省力化・効率化に合わせて、緊急時呼出しシステム等を導入します。

エ．事務・技術の事故・トラブルの再発防止を図るため、それらの発生要因の分析に基づき業務プロセス等を見直し、定期的に全庁で事例を共有するなど、継続的に業務プロセス等を見直す体制とします。

オ．限られた職員数で課題等に対応していくため、プロジェクトチームによる検討等、部門や職種間で連携する取組みを行います。

③ 官民連携の活用

ア．民間の創意工夫を活用し、官民双方の効率的な管理につなげていくため、大規模設備更新においてはDBO・DBM・BM方式（再掲：P12取組6②）、管路更新においてはDB方式等の発注方式を採用します。また、確実な事業の実施につなげるため、民間との対話により受注意欲や条件などを調査し、入札不調対策を図ります。

イ．民間等が有する新技術や創意工夫を取り入れ、運転維持管理の効率化を進めるため、企業団が定める「官民連携ガイドライン」に基づいて共同研究等を実施し、効果が確認されたものについては、積極的に採用します。

主要な取組み	実施計画					見通し	参考
	R8	R9	R10	R11	R12	R13～17	R18～
①業務改善の推進	実施 →						
②組織・業務執行体制の見直し							
ア. 管路整備等に向けた体制の整備	実施 →						
イ. 新発注方式の利点を活用できる体制の整備	実施 →						
ウ. 施設の運転維持管理の更なる効率化	検討・準備・実施（R10：伊勢原委託更新） →						
エ. 継続的に業務改善できる体制の強化	実施 →						
オ. 部門・職種間連携による業務執行	実施 →						
③官民連携の活用							
ア. 最適な発注方式の選択・活用	実施 →						
イ. 官民連携ガイドラインの活用	活用 →						

Ⅲ-2 事業推進に必要な人材の確保・育成と職場づくり

取組 11 人材の確保・育成

重 ① 人材確保の強化

ア．事業推進に必要な人材を適切に確保するため、採用試験の方法や受験資格等を適宜見直し、受入れの幅を広げるとともに、採用広報を強化し、採用試験受験者の増加に努めます。採用広報の強化に当たっては、民間・大学等の就活支援サイトやデジタル媒体の採用広告等の利用を拡充し、企業団の認知度向上や企業団事業への理解促進を図ります。

イ．円滑な事業推進に必要な専門知識・経験を有する人材を確保するため、任期付職員採用などの専門技術者等の採用方法を柔軟に活用します。

② 技術継承・能力向上支援

ア．水道事業に関する専門知識や技術の継承を着実に実施するため、各所属でのOJTを中心とした取組みを継続するとともに、所属が連携して若手職員の育成を支援する取組みを推進します。

イ．水道用水の安定供給と今後の大規模な施設整備事業の推進に必要となる専門的実務能力の維持・向上を図るため、水処理技術や工事の施工管理、用地取得等に関する研修を充実させ、計画的に実施します。

　また、デジタル技術の活用や危機管理等の課題に対応できる職員を育成するため、情報リテラシーやセキュリティ対策、水道の災害対策等に関する研修も行います。

ウ．事業運営に必要な資格保有者を確保するため、電気主任技術者等の資格の取得や資格取得後の能力向上を支援する取組みを推進します。

エ．職員が業務を通じて得られた知見を深め、多くの職員に広く発信・共有できる機会を提供するため、企業団研究発表会や帰庁報告会等を推進します。

重 ③ 事業環境を踏まえた人材育成

　組織が求める今後の事業環境に対応できる職員を育成するため、職員のキャリア形成を支援します。また、職員の意欲や能力を引き出すため、人事・給与制度の活用・見直しも併せて実施します。

主要な取組み	実施計画					見通し	参考
	R8	R9	R10	R11	R12	R13～17	R18～
①人材確保の強化							
ア. 採用の強化	実施 →						
イ. 専門技術者等の柔軟な採用	実施 →						
②技術継承・能力向上支援							
ア. OJTによる知識・技術の継承	実施 →						
イ. 研修メニューの充実	実施 →						
ウ. 資格取得の支援	実施 →						
エ. 研究発表会等の推進	実施 →						
③事業環境を踏まえた人材育成	実施 →						

取組 12 創造力・活力のある職場づくり

① アイデアの創出や関係者とのネットワークが構築できる環境整備

ア．幅広い視点で物事を考えられる職員を育成するため、構成団体水道事業者をはじめ、国や他の水道事業者等との人事交流を継続します。

イ．事業運営に関する課題解決に向けて、他事業者や民間で導入している新技術等について情報収集し、必要に応じて「官民連携ガイドライン」に基づく共同研究を実施します。

ウ．浄水場、ポンプ場、供給・排水弁室などの通常確認しにくい施設・設備の設計や改善検討等につなげるため、更新工事を計画している施設の画像データを、360度カメラを用いて順次作成し、企業団内部で蓄積・共有します。

② 社会貢献の推進

職員の視野を広げ、課題解決力を高めるとともに、地方公共団体として社会に貢献するため、要請等に応じて途上国・中小の水道事業者への支援や教育機関への協力、森林保全活動への参画（再掲：P8取組2⑤）を継続します。

重 ③ 事業環境に柔軟に対応できる職場づくり

ア．生産性や業務効率を向上させるため、サテライト勤務制度を継続するとともに、出産・育児・介護などの職員のライフイベントに対応するため、時差出勤や在宅勤務等の制度を継続します。また、国等の動向を踏まえ、各種制度や運用の見直しを検討します。

イ．職員の心身の健康を増進するため、産業医等の専門家への心身・職場環境に係る相談、ストレスチェック等の取組みを継続します。

ウ．職員が相互に尊重しつつ、能力が十分に発揮できる働きやすい職場とするため、次世代育成支援・女性活躍等の施策を引き続き推進します。

主要な取組み	実施計画					見通し	参考
	R8	R9	R10	R11	R12	R13～17	R18～
①アイデアの創出や関係者とのネットワークが構築できる環境整備							
ア. 他事業者との人事交流	実施 →						
イ. 新技術等の調査	調査 →						
ウ. 360度カメラによる施設画像の蓄積・共有	実施（順次対象施設の拡大） →						
②社会貢献の推進	実施 →						
③事業環境に柔軟に対応できる職場づくり							
ア. 柔軟な働き方の検討・実施	検討・実施 →						
イ. 職員の健康管理	実施 →						
ウ. 次世代育成支援・女性活躍等の推進	実施 →						

第5章　施設整備費・財政収支の見通し

1. 施設整備に係る費用の見通し

本実施計画期間では、5事業者における最適な水道システムの実現に向けた取組みとして、5事業者で策定した施設整備計画に基づき事業計画を策定した上で、再構築に係る送水管路整備に着手します。

また、重点施策である老朽化対策（修繕・更新）や施設の耐震化のほか、浸水・停電等への災害対策を加速させ、耐災害性の強化を図っていきます。

①　令和8～12年度の施設整備に係る費用の見通し

第4章に示した実施施策における施設整備費※は、下表のとおりです。　（単位：億円）

項目	取組	具体的な内容		R8	R9	R10	R11	R12	計
再構築	取組1	②５事業者の「施設整備計画」に基づく施設整備	P7	0.0	2.0	2.0	2.1	2.7	8.8
修繕	取組5	①施設の修繕・更新工事の計画的な実施	P11	27.7	33.8	34.6	28.9	27.8	152.8
更新（設備他）	取組5	①施設の修繕・更新工事の計画的な実施	P11	57.1	58.1	55.3	75.9	89.8	336.3
更新（管路）	取組5	②既設管路の計画的な更新	P11	26.9	43.7	62.3	46.3	37.8	217.0
維持管理性向上	取組6	①維持管理性向上を目的とした施設改良 ②民間の技術力を活用した施設改良と維持管理	P12	1.4	1.0	6.2	36.6	34.5	79.7
災害対策	取組7	①施設の地震対策強化 ③取水施設での浸水対策の実施 ⑤施設の停電対策の実施と燃料備蓄の増量 ⑥多様なリスクへ対応するための施設の整備	P13	11.0	41.6	39.7	11.2	7.0	110.6
合　計				124.2	180.2	200.2	201.1	199.6	905.2

※施設整備費は、P22の「④財政収支見通し」に示す以下の費用を計上しています。
・収益的収支の維持管理費に含まれる修繕費
・資本的収支の建設改良費ほかのうち一部経費（ダム負担金・事務費等）を除いた費用

※令和8年度の更新（管路）及び災害対策は、令和7年度補正予算額を含みます。
※各項目の数値を四捨五入しているため、合計の値が合わない場合があります。

② 施設整備に係る費用の推移

施設整備費(計画額)の推移は、下図のとおりです。

今後の10年を見通すと、再構築や管路更新が本格化するとともに、設備等の更新・改良、維持管理性向上(民間の技術力を活用)に伴う大規模な工事が増加するため、施設整備費は前計画期間よりも高い水準で推移します。

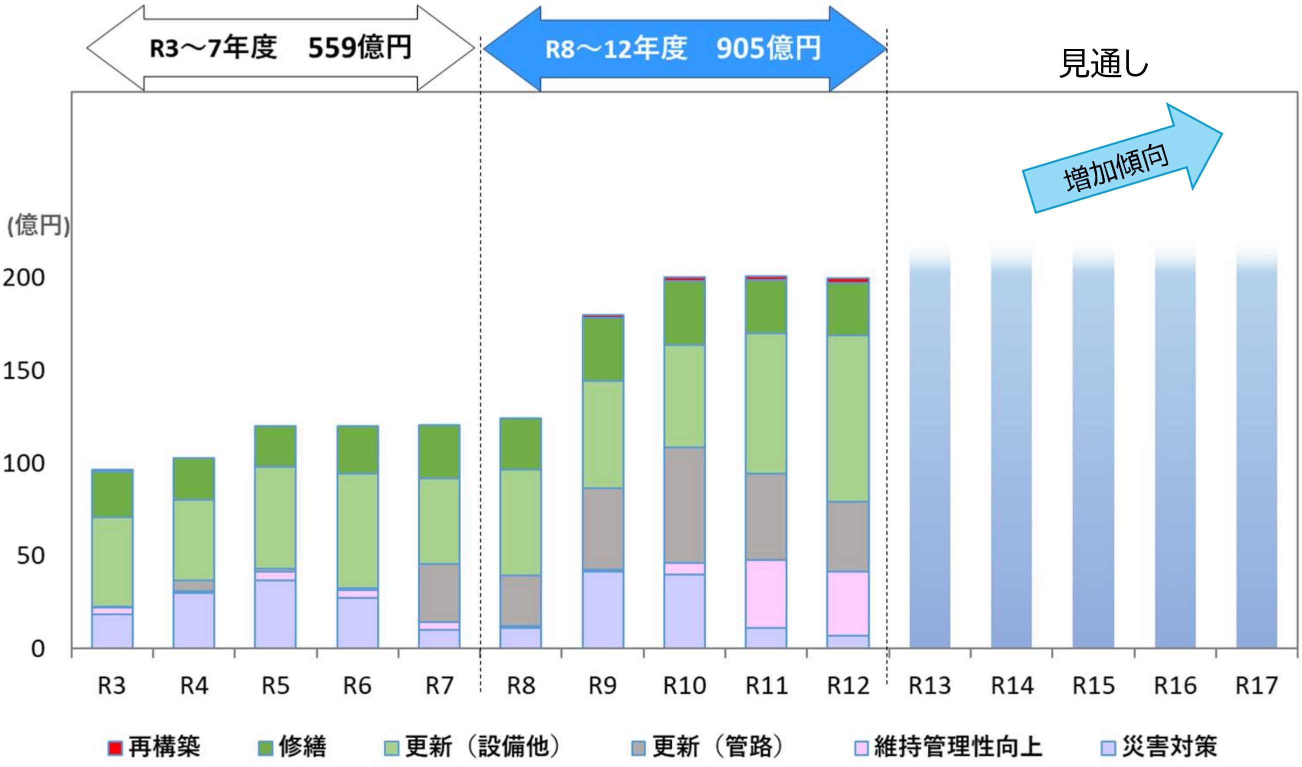

③ 実施する施設整備の主なポイント

【令和8～12年度】

- 再構築は、5事業者の施設整備計画に基づき、寒川浄水場、小雀浄水場等の廃止や企業団3浄水場の増強を見据えるとともに、事故・災害時等におけるバックアップ機能向上を図るための送水管布設に着手します。
- 施設の修繕は、排水処理施設における脱水機等の設備が老朽化しているほか、比較的修繕周期の長い水管橋等の塗装工事やろ過池更生工事を実施するため、前計画期間より増加し、30億円/年程度で推移します。
- 更新(設備他)は、水運用センターシステムや特高受変電設備2か所など電気・機械設備の更新を実施するため、令和11、12年度に75～90億円/年程度まで増加します。
- 更新(管路)は、相模原浄水場－当麻給水地点間送水管ほか、4路線の布設工事が本格化するため、平均40億円/年程度で推移します。
- 施設の維持管理性向上は、浄水場の沈でん池設備や排水処理施設のDBM・DBO方式による施設整備に着手するため、令和11、12年度には35億円/年程度まで増加します。
- 災害対策は、社家ポンプ場や綾瀬浄水場の非常用発電設備の更新・増強や燃料タンク(72時間分)を設置するため、令和9、10年度に40億円/年程度となります。

【令和13～17年度】

○ 再構築では、事故・災害時等におけるバックアップ機能向上を図るための送水管布設が本格化する予定です。

○ 更新(設備他)では、引き続き特高受変電設備や監視制御設備などの更新を進めていく予定です。

○ 更新(管路)では、鷺沼－牛久保給水地点間送水管等、引き続き既設管路更新のための管路整備を進めていく予定です。

○ 施設の維持管理性向上では、浄水場の沈でん池設備や排水処理施設のDBM・DBO方式による施設整備が本格化する予定です。

○ 災害対策では、停電対策として引き続き非常用発電機の更新・燃料タンクの増設や、テロ・降灰対策として浄水処理施設(ろ過池)の覆蓋化を進める予定です。

2. 財政収支の見通し

① 財政収支の状況（現状と課題）

〔現在の財政状況〕
○ 料金収入については、近年はほぼ横ばいとなっています。
○ 費用については、物価や労務単価の上昇等により、全般的に増加傾向にあります。特に、動力費やダム管理費の増加が経営に大きな影響を与えています。
○ 損益及び資金については、上記のとおり経常経費が増加傾向にある一方で、業務効率化などによる費用の抑制や企業債の着実な償還による支払利息の減少などにより、損益黒字の維持と期中運転資金の確保ができています。

〔長期を見通した財政上の課題〕
○ 当面、供給水量の減少に伴う料金収入の減少が見込まれます。また、動力費、ダム管理費、委託料等の経常経費の増加に加え、今後、再構築や管路更新の本格化により施設整備費が増加します。
○ 後年次には損益黒字の維持が困難となることに加え、今後の再構築等の施設整備に必要となる財源が十分確保されておらず、非常に厳しい財政運営が予想されます。そのため、長期を見通した上で財政基盤を強化していく必要があります。

② 財政運営の方針と計画期間の取組み

〔財政運営の方針〕
○ 将来に向け、財政基盤を強化するため、収支均衡（損益黒字）と適正な資金の確保（資金不足の回避）を両立します。

〔計画期間の取組み〕
○ **計画的な財源の確保**
　現行料金を維持しつつ、当面の事業運営に必要な財源を着実に確保し、利益については、将来の施設整備費の増加を見据えた積立を行うほか、定期預金等の資金運用に取り組みます。
　また、管路更新などについては既存の補助制度を積極的に活用するとともに、再構築に関する新たな補助制度の創設に向けて、引き続き5事業者で連携し、関係省庁等への要望に取り組みます。
○ **企業債の適正な管理**
　長期の財政状況や後年次の元利償還金負担等に留意し、施設整備費への充当率を40～50%（目安）として企業債を発行します。
○ **今後の料金のあり方の検討**
　今後の再構築に係る施設整備費等の増加に対応するため、長期の財政収支や施設のアセットマネジメントに基づく事業費の平準化等を考慮した料金のあり方について、構成団体水道事業者とともに検討・協議を進めます。
○ **効率的な事業運営**
　DBO等の発注方式による民間の創意工夫や業務のスクラップ、集約化、デジタル化等による業務効率化、運転管理・維持管理の省力化・効率化、競争性のある調達の検討等を通じて、費用増加の抑制を図ります。

③ 実施計画期間（R8～12年度）中の財政状況の見通しと課題

○ 料金収入については、水需要の減少や、構成団体水道事業者における浄水場再整備等の一部が完了することなどから、減少傾向で推移する見通しです。
○ 費用については、施設整備費の増加に加え、動力費、ダム管理費、委託料等の経常経費の増加が見込まれます。
○ 損益及び資金については、企業債償還の進捗や施設のライフサイクルコストを低減できる更新手法の採用による費用増加の抑制を図ることで、損益黒字と一定の資金確保は維持できる見通しです。
○ しかしながら、令和13年度以降の建設改良費が、再構築に加え浄水場の排水処理施設・沈でん池設備の更新工事等により更に増加するため、長期を見据えた計画的な財源の確保が大きな課題です。

④ 財政収支見通しについて

（単位：億円）

区分 ／ 年度			R8	R9	R10	R11	R12	計
収益的収支	収益的収入		463	461	455	453	451	2,284
		料金収入	426	424	418	416	414	2,099
		長期前受金戻入	35	35	35	35	34	173
		その他収入	2	2	2	2	2	11
	収益的支出		417	408	409	408	411	2,052
		職員費	36	37	37	38	38	186
		維持管理費	211	206	203	198	196	1,014
		減価償却費等	165	161	163	166	169	825
		支払利息等	5	5	5	6	7	27
	当年度損益		40	40	31	30	24	164
資本的収支	資本的収入		39	59	67	68	62	297
		国庫補助金	6	10	12	9	0	38
		企業債	33	49	55	59	62	259
	資本的支出		202	227	227	228	229	1,113
		建設改良費他	120	159	179	186	187	830
		企業債償還金	82	68	48	42	42	283
	資本的収支差額		△ 163	△ 168	△ 159	△ 160	△ 167	△ 816
資金収支			13	12	16	17	8	67
資金残高			152	164	179	197	205	
企業債残高			380	361	368	385	405	

※ 令和8年度の建設改良費他は、令和7年度補正予算額を含みます。
※ 各項目の数値を四捨五入しているため、合計の値が合わない場合があります。

（試算の条件）
○ 収益的収支
・料金収入　構成団体水道事業者の受水見通しに基づき試算
・長期前受金戻入　固定資産台帳に登録されている償却資産及び下記国庫補助金から試算
・職員費　水道施設の再構築等に必要な人員分（職員定数内）の費用を試算
・維持管理費　動力費や薬品等の生産コストは、過去の実績等を踏まえ、水量に応じて増減させ、ダム管理費等は国等からの提供資料により試算
・減価償却費　既存資産は令和6年度決算に基づく償却費を計上し、新規資産は定額法により試算した上で供用開始時に計上
・支払利息　既発行額と新規発行額に基づき試算
○ 資本的収支
・国庫補助金　耐震化事業（対象事業の1/3）、管路更新事業（対象事業の1/4）を試算
・企業債　施設整備費に対し、充当率40％で試算
・建設改良費　施設整備費に基づき試算
・企業債償還金　既発行額と新規発行額に基づき試算
新規発行額にかかる償還期間は、施設整備対象の法定耐用年数を考慮し設定

第6章　実施施策の進捗管理ほか

実施計画の実施状況は、実施内容と各取組みに関連する指標を踏まえて評価します。
それらの結果や外部有識者による評価委員会からのご意見を、計画の一部見直しや次の5年間の計画に反映させることにより、概ね30年後の将来像の実現を目指します。

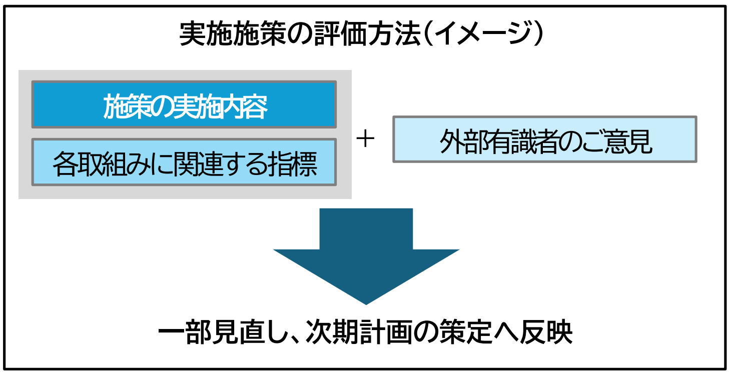

1. 各取組みに関連する指標による評価

各取組みの方向性(Ⅰ～Ⅲ)に関連するPI(業務指標)等を使って、令和12年度末時点の目標に対する実施状況を評価します。

Ⅰ　最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用・管理

	項目(項目2はPI数値)	R6年度現在	R12年度末目標値	該当する取組み(掲載ページ)
1	取水・浄水の一体的運用を見据えた人事交流の実施状況	未実施	実施(毎年度)	取組2(P8)
2	管路の新設率(管路の耐震管率)※1	0% (56.5%)	3.26% (57.9%)	取組5(P11) (取組7(P13))
3	計画した工事・委託の契約状況※2	－	100%	取組1(P7) 取組5(P11) 取組6(P12) 取組7(P13)

※1　新設する管路は耐震管であるため、管路新設率と耐震管率を同時に評価します。
なお、管路の耐震適合率は、令和6年度現在で100%に達しています。
※2　再構築、修繕、更新(設備他)、更新(管路)、維持管理性向上、災害対策の6つに分類し、それぞれの契約件数を率で評価します。
なお、委託については、施設整備に係る設計業務委託等を対象とします。

Ⅱ　自然災害や多様なリスクへの対応強化

	項目	R6年度現在	R12年度末目標値	該当する取組み(掲載ページ)
1	排水処理施設を含む浄水施設の耐震化率※3	95%	100%	取組7(P13)
2	72時間の燃料確保率(浄水場・ポンプ所)	37.6%	91.6%	
3	事故・トラブル事例を活用した研修・訓練の実施回数	4回/年	4回以上/年	取組8(P14)

※3　排水処理施設を除く浄水施設の耐震化率は、令和6年度現在で100%に達しています。

Ⅲ　経営基盤の強化

	項目(項目1,2はPI数値)	R6年度現在	R12年度末目標値	該当する取組み(掲載ページ)
1	給水収益に対する企業債残高の割合	128.4%	110%以下	取組9(P15)
2	給水収益に対する企業債元利償還金の割合	32.4%	15%以下	
3	採用試験申込者数	140人/年	200人以上/年	取組11(P17)
4	設備の保安に関する資格保有者数※4	59人	65人以上	

※4　業務上必要な法定資格のうち、電気主任技術者の資格保有者数を評価します。

2. SDGsと実施計画の関係

SDGs（持続可能な開発目標）とは、国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、2030年を年限として設定した17の国際目標です。すべてのステークホルダーがそれぞれの立場から、これらの目標達成に向けて行動することが求められています。

企業団は、用水供給事業そのものを推進することで、すべての人がきれいな水を安定して利用できるようにすることを目指す「目標6」に直接的に貢献するとともに、実施計画の各取組みに関連する目標の達成にも貢献します。

また、そのほかの目標についても、新たな取組みや手法を検討していく際の視点として意識します。

達成に貢献するSDGsの各目標	実施計画との関係
	• 安全で良質な水を安定的に送り続けることで、安全な水へのアクセスに関する目標【6】達成の継続に直接的に貢献します。
	• 「Ⅰ最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用・管理」の取組みを通じ、気候変動緩和や自然環境保護に関する目標【7】【12】【13】【15】の達成に貢献します。 • 「Ⅱ自然災害や多様なリスクへの対応強化」の取組みを通じ、強靱な街づくりに関する目標【9】【11】【17】の達成に貢献します。 • 「Ⅲ経営基盤の強化」の取組みを通じ、働きがいや持続可能な成長に関する目標【8】の達成に貢献します。
	• そのほかの目標についても、取組みにおける具体的な手法、解決策の検討の際の視点として意識します。